

早いもので今年度も最後のひと月となりました。新年度のスタートに向けた準備にお忙しい方も多いことでしょう。

さて、新年度には色々と新たなことが始まるものですが、この4月からは、MT（マニュアルトランスミッション）車の普通免許の取得方法が変更されることをご存知でしょうか。

これまでは、自動車教習所に入る際に「AT（オートマチックトランスミッション）車コース」「MT車コース」の何れかを選ぶ形が一般的でした。

4月1日から施行される、道路交通法の詳細部を規定する「道路交通法施行規則」の改正で以下内容が盛り込まれました。

「2025年4月以降は、教習所での講習方法はAT免許が基本となり、MT免許を希望する場合は追加のプログラムを受ける必要があること」

これにより、MT車の普通免許を取得するまでに以下のステップを経ることになるようです。

- ・ AT車限定免許用の技能教習を31時限受け、検定に合格する
- ・ その後AT限定解除審査のため、MT車で4時限の講習を受ける

警察庁の運転免許統計によれば、自動車教習所卒業者の75%がAT限定のカリキュラムを選択しています（令和5年度データ）。

また、現在市販されているクルマの内MT車が設定されているのは、スポーツ車など一部のクルマに限られています。

このような状況からして、MT車の普通免許の取得方法に見直しが行われるのも致し方ないとも言えます。

しかしながら自動車メーカー出身の筆者としては、クルマが動く仕組み（動力制御の重要さ等）に対する正しい理解及びそれに基づく適切な操作の習得に、「MT車で4時限の講習」で充分なのかという懸念を抱かざるを得ません。

みなさんは、どのようにお考えになりますでしょうか。

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNSでのコメント、返信  
X（旧ツイッター） <https://twitter.com/jidousyakyokuiku>  
フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>